

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【鹿屋市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	住宅	空き家バンク制度(関連補助制度)	★ 鹿屋市空き家等バンクにより、市外からの移住希望者に対して空き家等情報を提供します。また、空き家等バンクに登録された物件を改修する場合などに、その費用を助成します。 ①家具等処分支援補助 ・空き家等バンク登録物件について、空き家内の家財道具等の処理費用について助成します。(補助率3分の2 補助限度額5万円) ②改修費補助 ・空き家等バンク登録物件について、賃貸借契約が成立し当該物件を改修する場合、改修費用について助成します。 物件登録者が市内業者との請負契約により登録物件の改修工事を行う場合 ・補助率2分の1 補助限度額50万円 利用登録者が自ら登録物件の改修を行う場合 ・補助率2分の1 補助限度額50万円 ③引っ越し費用補助 ・県外等からの移住者が、空き家等バンク登録物件を購入又は賃借し、入居する場合、引っ越し費用について助成します。(補助率2分の1 補助限度額5万円)
鹿屋市	住宅	定住促進住宅用地貸付け及び分譲事業	★ 鹿屋市への定住化促進を図り、地域の活性化を推進するため、定住促進住宅用地の貸付け及び分譲を行います。 ○対象者基準 ・市外から転入し、定住促進住宅用地に永住しようとする方で、住所を移すことができる方 ・市内に居住する方で、定住促進住宅用地に永住しようとする方 ・年間所得が120万円以上ある方 ・年齢が18歳以上60歳未満である方 ・家族構成が本人を含め2人以上である方 (6ヶ月以内に婚姻予定の方を含みます) ・貸付け及び分譲決定後、2年以内に居住用の住宅建築に着手することが確約できる方
鹿屋市	移住体験	移住体験活動	★ 鹿屋市の「仕事」「住まい」「自然」「生活環境」などを体験できるオーダーメイド型のツアーに参加する方に助成金を交付します。 ○対象者基準 ・県外在住で本市に1泊2日以上滞在し次のいずれかの体験活動を行なう方。 1. 医療、介護又は保育分野の専門資格を生かせる事業所の職場体験 2. 農家の農業体験 3. 市が定める地域課題解決に係る活動体験 4. その他市町が認める活動体験 ・ただし、同一の世帯につき、2人を上限とする。 ○助成金 ・交付対象: 交通費、宿泊費 ・交付金額: 上限2万円 ただし、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれの該当項目に対して1万円を加算した額を上限とする 1. 18歳から50歳未満の場合 2. 航空機を利用した場合
鹿屋市	住宅	小型浄化槽設置整備事業補助金	★ 合併処理浄化槽に転換する方に補助金を交付します。 1 対象の地域 公共下水道処理区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外に住んでいる方 2 対象の建物 既存の住宅、既存の併設住宅(住宅部分が2分の1以上であること) 単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽への転換であること 3 補助金の額 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 ※施工業者が市内業者の場合は、汲み取り便槽からの転換で上記+100,000円 単独浄化槽からの転換で上記+50,000円 ※単独浄化槽からの転換で、単独浄化槽を撤去する場合、さらに撤去費として100,000円を上限に加算 ※単独浄化槽からの転換で、宅内配管費として、100,000円を上限に加算
鹿屋市	就農・漁業	新規就農者就農支援事業	★ 鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に就農支援金を助成します。 ○対象者 ・鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者 ・年齢18歳以上50歳未満の者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 ・市税の滞納がない者 (1)農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。 ○研修期間 原則1年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。 ○助成額 単身での研修: 月額15万円以内、夫婦での研修: 月額20万円以内 ※ただし、国の農業次世代人材投資資金(準備型)の給付要件を満たす者は、原則としてその手続きを行うこと。 (2)就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修後就農するために必要な経費を助成します。 ○就農開始資金 50万円(就農開始時1回限り)
鹿屋市	就農・漁業	かのや農援隊 無料職業紹介所	★ 農家の求人情報(アルバイト含む)をSNS等で公開し、農業に関心のある市内外の求職者とのマッチング(雇用契約を締結)を支援します。 (1)対象者及び職種 ○求職者は、鹿屋市内に居住する者及び居住を予定している者並びに鹿屋市内に就職を希望する者であること ○求人者は市内農家であること ○求人及び求職の職種が農業であり、就業場所が鹿屋市内であること (2)設置場所 鹿屋市役所 農林商工部 農林水産課内 (3)開設時間 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝・年末年始を除く) (4)手数料 無料

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【鹿屋市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就農・漁業	鹿屋市農業未来バンク	<p>★既に離農又は近い将来離農を予定している市内農業者が所有する農業用遊休資産情報をSNS等で公開し、新規農業参入者や規模拡大を考えている農業者等への資産継承を支援します。</p> <p>(1) 取扱資産の範囲</p> <p>① 農業用遊休資産 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用機械、農業用設備等</p> <p>② 遊休農地 既に使用されなくなった、又は今後、使用されなくなると見込まれる畜舎、ハウス、農業用設備等が立地している土地</p> <p>(2) 登録期間 登録の日から3年を経過する日の属する年度の末日まで</p> <p>(3) 交渉及び売買の手続き 農業未来バンクは情報の紹介や必要な連絡調整は行うが、遊休資産等の登録者と利用希望者間の売買等に関する交渉及び契約に関する仲介行為は行わない。</p>
鹿屋市	就農・漁業	農業後継者就農支援事業	<p>★耕種の農業後継者が経営面積の拡大や省力化に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の導入に要する経費の一部を支援します。</p> <p>(1) 対象者 下記①～⑦の全てに該当する方</p> <p>① 鹿屋市内に居住している方</p> <p>② 下記のいずれかに該当する方 ・親(3親等以内の家族含む)の経営を継承した方 ・親の経営を継承すべく親元で農業に従事している方</p> <p>③ 親から農業経営を継承する場合は、継承時の年齢が50歳以下である方</p> <p>④ 家族経営協定を事前申請前までに締結している方</p> <p>⑤ 農業次世代人材投資資金を受給していない方</p> <p>⑥ 市税の滞納のない方</p> <p>(2) 補助率 補助対象経費の10分の3以内 (限度額200万円)</p> <p>(3) 補助対象経費 農地の規模拡大や作業の省力化、新規品目の作付等を行う際に必要となる農業用の機械や施設(事業費が50万円以上のもの)</p>
鹿屋市	就農・漁業	移住・定住者就農支援事業	<p>★域外から移住・定住した者が新たに就農する際に必要となる農業用機械・施設の導入に要する経費の一部を支援します。</p> <p>(1) 対象者 ※以下①～⑤の全てに該当する方</p> <p>① 市外に1年以上居住し本市に転入した者のうち、3年を経過していない者</p> <p>② 次のア～イのいずれかの基準を満たしている者で、就農後、農業に5年以上従事する者</p> <p>ア 鹿屋市新規就農者就農支援事業及び鹿屋市畜産担い手定着促進事業を活用して農業研修を行った者</p> <p>イ 過去に概ね1年以上の農業経験があると認められる者</p> <p>③ 青年等就業計画若しくは農業経営改善計画の認定を受けた者</p> <p>④ 鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者</p> <p>⑤ 本市における市税の滞納がない者。但し、本市への転入後1年を経過していない者については、本市転入前の住所地における市町村税の滞納がない者</p> <p>※ただし、Uターン者については、市農業後継者就農支援事業の事業活用者でない者</p> <p>(2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (限度額100万円)</p> <p>(3) 補助対象経費 経営開始に必要なとなる機械等の取得費</p>
鹿屋市	就農・漁業	畜産担い手定着促進事業	<p>★鹿屋市に居住または今後、鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者を対象に、就農支援資金を助成します。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢18歳以上50歳未満で就農意欲が高いと市長が認める者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 <p>(1) 農業研修資金 新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修に必要な資金を助成します。</p> <p>○研修期間 原則2年間。ただし、市長が特に認める場合は研修期間を延長可。</p> <p>○助成額 単身者:月額15万円以内、夫婦世帯:月額20万円以内</p> <p>(2) 就農開始資金 新規就農者が、(1)の研修を終了後1年以内に就農するために必要な経費を助成します。</p> <p>○助成額 100万円以内</p>
鹿屋市	就農・漁業	鹿屋市農業未来バンク登録畜産用施設整備事業	<p>★鹿屋市農業未来バンク登録台帳に登録された畜産用施設を購入又は賃借し、整備を行った新規就農者に対して、助成を行います。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市内に居住し、鹿屋市内で畜産経営を行う認定新規就農者 ・研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者 ・市税の滞納がない者 <p>(1) 対象経費 登録畜産用施設の整備に要する経費。ただし、補助金の交付を申請する日の属する年度内に整備が完了するものに限る。補助対象者の親族(三親等内の者をいう。)が所有する登録畜産用施設の整備に要する経費については当該事業の補助対象外。</p> <p>(2) 助成額 補助対象経費の2分の1以内で、1回限り上限100万円。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 補助対象者が移住者(鹿屋市内に住民票を移す直前に、連続して5年以上、鹿屋市外に在住していた者であって、申請時において、転入後5年以内である者)に対しては、150万円が上限。</p>
鹿屋市	就業	合同就職説明会の開催	<p>★ホームページやパンフレットでは得られない地元企業の情報等を知る機会を創出し、地元企業への雇用促進と市内定住人口の増加を図るため、合同企業説明会を開催しています。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内就職を希望する方(Uターン希望者、一般求職者、大学生等、高校生) <p>○出展企業 市内企業</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業と市内就職希望者の雇用のマッチング ・市内企業の情報発信及び自社PR ・ハローワークの就職相談 ・模擬面接

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【鹿屋市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	就業	インターンシップ促進補助金	★ 地元企業の雇用促進と地元就職希望者の活動支援のため、市内企業にインターンシップを行った学生を対象に、インターンシップに要した経費の一部を助成します。(鹿屋市インターンシップ促進補助金) ○対象者 市外居住の学生(大学生、短大生、専門学校生等) ○補助対象経費 交通費(タクシーを除く)、宿泊費(市内の宿泊施設に限る)、交通費・宿泊費に係る手数料 ○補助率 上記経費にかかった費用の2分の1とし、5万円が上限。
鹿屋市	起業	インキュベータ室の提供・入居者支援	★ 新たに起業を目指している方や、新事業への進出を目指す方等に対して、その立上げ拠点(オフィス)として鹿屋市産業支援センター内にあるインキュベータ室を提供します。 インキュベータ室概要 1 室数・面積(2室・約33㎡) ※入居状況要確認 2 入居期間(原則2年以内) 3 使用料(約22,000円～23,000円/月) ※毎年度見直し有り 4 共益費(1,000円/月) 5 入居資格等 ①新たに起業を目指している方 ②新たな事業や分野への進出又は研究開発に取り組もうとする事業者等 ※入居申込者の現住所は市内外を問いません。 6 入居申請(提出書類) ①インキュベータ室入居申込書 ②企業概要書(個人の場合は、履歴書及び業務履歴書)、事業計画書など 7 入居審査 ①一次審査(書類審査) ②二次審査(審査委員会での事業計画等のプレゼンテーション)
鹿屋市	出産・育児	ファミリー・サポート・センター事業	★ 育児又は家事の援助を受けたい者(利用会員)と援助を行いたい者(サポート会員)が会員となり会員同士で育児等に関する相互援助活動を行っています。 1 対象児童 原則小学生以下(障がいのある子どもにあっては18歳まで) 2 利用料金 月～金曜日(午前7時～午後7時)1時間600円 ※祝日・年末年始を除く 1時間700円 3 登録要件 利用会員：市内在住または勤務の方で、原則として小学生(障がいのある子どもにあっては18歳)までの子どもがいる方 サポート会員：市内在住の方で、心身ともに健康で子育て支援に意欲のある20歳以上の方、自宅で預かれる方 ※登録するにあたって、講習を受講する必要があります。
鹿屋市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。 1 交付対象者 鹿屋市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯 2 割引や助成内容 (例) 飲食店 ジュース1杯サービスなど ショッピング ポイントカード2倍など ※協賛店によって内容が異なります。 協賛店の一覧については、市ホームページに掲載しています。 http://www.e-kanoya.net/htmlbox/kosodate/passport.html
鹿屋市	出産・育児	つどいの広場事業	★ 子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てアドバイザー等による子育てに関する悩みについて相談を受けています。 ①県民健康プラザ健康増進センター内 子育て交流プラザ ②東地区学習センター内 つどいの広場「ひよこ」 ③串良ふれあいセンター内 つどいの広場「ふれあい」 ④西原地区学習センター内 つどいの広場「ひまわり」 ⑤田崎地区学習センター内 つどいの広場「ハンビ」 ⑥かのやりナシティー内 つどいの広場「りな」 ⑦二葉保育園内 ふたばRCルーム ⑧わかば保育園内 わかば楽楽 【開設日】① 火・木・土の事前予約制 午前の部 10時～12時、午後の部 14時～16時 ②～⑤ 月・水・金 10時～16時 ⑥～⑧ 月～金 【対象者】①0歳児から小学3年生までの児童とその保護者 ②～⑧0歳児から3歳児未満の児童とその保護者 【利用料金】無料
鹿屋市	出産・育児	放課後児童クラブ	★ 放課後に、小学校1年生から6年生までの児童を保育所などの施設を利用して、仕事をしている保護者の帰宅まで保育を行います。希望のクラブに直接申し込んで利用します。
鹿屋市	出産・育児	不妊治療費助成事業	★ 少子化対策の一環として、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりと経済負担の軽減を図るため、不妊治療をしている夫婦に対し、その不妊治療の一部を助成します。 【対象者】 ①～③の要件をすべて満たした方が対象となります。 ①特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること。 ②夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、鹿屋市に1年以上住所を有している夫婦であること。 ③市税等を滞納していない夫婦であること。 【助成金の額】 特定不妊治療に要した費用(食事代等の直接治療に関係のない費用は除く)額から県の助成金額を控除した額とします。 助成金は、1年度(申請のあった日の属する年度)当たり10万円を限度に通算5年間助成します。(ただし、他の市町村から既に助成を受けている場合は、その助成年数を通算年数から控除)
鹿屋市	出産・育児	子ども医療費助成事業	★ 中学校卒業までの乳幼児・児童生徒が、医療機関において保険証で診察した医療費(外来・入院)の自己負担分を全額助成します。 1 対象者 高校卒業までの乳幼児・児童生徒 (18歳に達した以後の最初の3月31日まで) 2 助成額 自己負担分全額(保険診療分) 3 申請方法 ①医療機関において「受給資格者証」の提示及び必要事項の記載 ②市窓口において「領収書及び受給資格者証」の提示及び必要事項の記載 4 助成方法 償還方式となりますので、一旦、医療機関で自己負担分を支払った後、上記手続きに基づき、指定口座に助成金を振り込みます。 ただし、住民税非課税世帯の小学校入学前の子どもは現物給付方式のため、窓口負担は無料となります。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【鹿屋市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿屋市	出産・育児	病児保育事業	★ 保育所等や小学校に就学している児童が病気のため集団保育や通学が困難な状態であり、保護者が勤務や、傷病、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難な場合に、一時的に児童をお預かりします。 1 対象者 生後6か月～小学6年生までの児童 2 利用料金 0円～2,000円(1回の利用につき) ※利用料金の額は、世帯内の市県民税額により算定されます。 3 利用時間 月～金曜日 午前8時から午後5時50分 土曜日 午前8時から午前11時50分 4 利用方法 ・事前に市窓口にて登録申請をして下さい。 ・利用時に実施施設に予約をして下さい。
鹿屋市	出産・育児	かわいい孫への贈り物事業	★ 鹿屋市在住の乳児に対し、おむつ等(紙おむつ・布おむつ・おむつカバー)購入にかかる費用の一部助成を行います。 1 対象者 鹿屋市在住の乳児(満1歳未満)の保護者 ※鹿屋市へ転入時に、満1歳未満であれば対象となります。 2 助成内容 乳児1人に対して12,000円を上限に助成券を交付します。 3 助成期間 助成の決定を受けた日から1年間 4 利用方法 ・市窓口で助成券の交付申請をして下さい。 ・本事業の登録店舗にて購入の際に使用して下さい。
鹿屋市	出産・育児	チャイルドシート無料貸出事業	★ 鹿屋市在住の乳児(満1歳未満)の保護者に対し、チャイルドシートの無料貸出を行います。 1 対象者 下記①～③の条件をすべて満たす者 ①鹿屋市に住所を有する保護者 ②1歳未満の乳児又は出産予定1カ月前の胎児の保護者(帰省の場合は4歳以下) ③普通自動車を運転できる免許を有する保護者 2 貸出期間 満1歳となる月末まで(帰省の場合は3週間以内) 3 申請方法 市窓口にて貸出の申請をしてください。